明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**六〇）　一

○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産**二）　三

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（**農林水産**五四）　五

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（**同**五五）　五

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二九二）　七

○パプアニューギニア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二六八）　七

○電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関としての登録を更新する件（**経済産業**一六五）　九

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**同**一六六）　九

○大分川ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（**国土交通**一〇五八）　九

○高速自動車国道に関する件（**同**一〇五九）　九

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一三六）　一〇

○道路に関する件（**九州地方整備局**一〇二、一〇三）　一〇

〔人事異動〕

外務省　財務省　一〇

〔叙位・叙勲〕

諸事項　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一三

〔公　告〕

裁判所　一三

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三

会社その他　二六

省令

○財務省令第六十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の六の四並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の七の四、同条第三項において準用する同令第四十条の六の二第三項及び第四十条の七の五第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の七第二項中「まで」の下に「及び第二十三条の八の四」を加える。

第二十三条の八第一項中「第二十三条の八の三」を「第二十三条の八の五」に改める。

第二十三条の八の二第一項中「（第三号及び次項第二号において「特例農地等」という。）」を削り、同項第三号中「（特例農地等）を「（法第七十条の六第一項に規定する特例農地等（以下この号及び次項第二号において「特例農地等」という。）」に改め、同条第二項第二号中「特例農地等を」を「ものを」に改める。

第二十三条の八の四を第二十三条の八の六とし、第二十三条の八の三の次に次の二条を加える。

（相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例を受けるための記載事項等）

第二十三条の八の四　法第七十条の六の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、同条第二項第一号に規定する猶予適用者（同条第七項に規定する旧法猶予適用者を含む。以下この条において「猶予適用者」という。）が、法第七十条の六の四第一項に規定する特例農地等の全部又は一部について、同条第二項第二号に規定する認定都市農地貸付け（以下この条において「認定都市農地貸付け」という。）又は同項第三号に規定する農園用地貸付け（以下この条において「農園用地貸付け」という。）を行っている旨及び法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに次に掲げる事項（当該農園用地貸付けが同号ロに掲げるものである場合には、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。

一　届出者の氏名及び住所又は居所

二　法第七十条の六の四第一項に規定する貸付都市農地等（以下この条及び次条において「貸付都市農地等」という。）の所在、地番、地目及び面積

三　法第七十条の六の四第七項に規定する旧法猶予適用者（法第七十条の六第一項に規定する特例農地等（以下この号及び次項第二号において「特例農地等」という。）のうちに相続又は遺贈により取得（法第七十条の五第一項又は施行令第四十条の七第四項の規定により相続又は遺贈により取得をしたとみなされる場合の取得を含む。第八号及び次項第二号において同じ。）をした日において法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等を有しないものに限る。次項第二号において「旧法猶予適用者」という。）が法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受けようとする場合には、当該特例農地等が同日において次に掲げる特例農地等のうちいずれに該当するかの別

イ　都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等

ロ　法第七十条の六第六項第二号ロに規定する市街化区域内農地等（ハにおいて「市街化区域内農地等」という。）である特例農地等（イに掲げるものを除く。）

ハ　市街化区域内農地等以外の特例農地等

四　当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付け（次号及び第七号並びに第九項並びに次条第三号において「認定都市農地貸付け等」という。）が、認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けのうち法第七十条の六の四第二項第三号イからハまでに掲げる貸付けのいずれの貸付けに該当するかの別